

業 務 委 託 仕 様 書

1. 委託業務の名称
令和7年度広島県庁舎汚水槽・雑排水槽・屋外排水桝等清掃に伴う汚泥処分業務委託
2. 委託業務の場所
広島県内
3. 履行期間
契約締結日の翌日から令和8年3月24日
4. 業務概要
令和7年度広島県庁舎汚水槽・雑排水槽・屋外排水桝等清掃に伴い発生した産業廃棄物(汚泥)を中間処理(焼却)し、残った灰を最終処分場にて埋立処分するものである。
5. 一般事項
 - (1) 本業務は、産業廃棄物(汚泥)を中間処理(焼却)し、最終処分場で埋立処分するまでの範囲とする。
 - (2) 業務実施にあたり業務責任者を選任し、業務の指導・監督に当たらせること。
 - (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等の関係法令に基づき適正に実施すること。
6. 業務内容
産業廃棄物(汚泥)の処分。別紙1も参照のこと。
なお、過去の実績は、日量最大14t、最少1t、年間21～42t程度である。
 - (1) 搬入汚泥の焼却
 - (2) 焼却灰の搬出
 - (3) 最終処分(焼却灰埋立て)
最終処分先は広島県内に位置し、広島県内行政機関の『産業廃棄物(最終処分)許可証』のある処分場とすること。
7. 提出書類
 - (1) 汚泥受入報告書
受入日ごとに数量を集計して前期・後期毎に提出する。
 - (2) 必要に応じて汚泥計量器が検定を受けていることを確認できる書類の写し
8. 保証
業務完了後、業務に基づく事故等が発生した場合は、受託者の責任において保証すること。
9. その他
 - (1) 汚泥1tあたりの単価で見積もること。
 - (2) 最終処分場に搬入する焼却灰については、広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので適切に処理すること。なお、本業務では広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいる。
 - (3) 計量は受託者の焼却施設に付随した計量器(トラックスケール等)で行い、汚泥受入報告書の他、搬入の都度、搬入者に伝票等で告知すること。
 - (4) 汚泥の搬入日時は、あらかじめ委託者が指定する、主として土・日・祝日の夕方であるが、清掃作業の状況によっては、汚泥運搬車の県庁(中区基町)からの出発時刻が18時頃になることがあるため、これに対応できる体制をとること。
 - (5) 東館の汚水槽・雑排水槽の作業は日曜日もしくは祝日となる。

委託する産業廃棄物について

番号	1	2
名称	ため桝への残留土	ビルピット汚泥
産業廃棄物の種類	汚泥	汚泥
量	7t/年	35t/年
発生工程	・屋外排水桝への雨の影響等による土砂流入	・湧水 ・厨房・食堂からの排水 ・東館保育所からの排水 ・便所等からの排水
性状及び荷姿	性状：泥状 荷姿：車両	性状：泥状 荷姿：車両
腐敗，揮発等性状の変化に関する事項	有機物を含んでいるため腐敗する可能性有	有機物を含んでいるため腐敗する可能性有
混合等により生ずる支障	特に把握していない	特に把握していない
JISC0950 号に規定する含有マーク表示に関する事項	マークなし	マークなし
石綿含有産業廃棄物，水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は，その事項	該当なし	該当なし
その他取扱いの注意事項	特記事項なし	特記事項なし